



IS 663164 / ISO 27001

～宮城県国民健康保険団体連合会は、
ISMSの国際規格「ISO/IEC27001」の
認証取得団体です～

保険医療機関・保険薬局の皆様へ
オンライン請求システムについて

オンライン請求システムとは、保険医療機関・保険薬局と審査支払機関を全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ(レセプトデータ)をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムです。

既に電子媒体で請求されている保険医療機関及び保険薬局の皆さまにおいては更なる事務の効率化・負担軽減につながるよう、オンライン請求への移行について御理解と御協力をお願いいたします。利用規約などの詳しい御案内につきましては、「国保中央会ホームページ」に掲載されていますので御覧ください。

☐ オンライン請求のメリット1～受付時間

本会では基本的に毎月10日の17時15分までをレセプトの受付期限としておりますが、オンライン請求では10日の24時まで受付が可能となります。

☐ オンライン請求のメリット2～レセプトの事前チェック

事務点検ASPサービスの利用により、事務的な記載誤り等があるレセプトデータを事前にチェックでき、速やかな修正が可能となります。

☐ オンライン請求のメリット3～安全性の確保

紙レセプト又は電子レセプトが記録された電子媒体による請求は、国保連合会へ送付又は窓口へ持参いただいております。搬送時における破損や紛失などの問題が想定されますが、オンライン請求ではセキュリティを確保したネットワーク回線を使用することから、こうした問題を解消でき、安全性を確保することができます。

☐ オンライン請求のメリット4～レセプトの一元管理

本会からの電子レセプトの返戻は、オンラインで受け取ることができるため、返戻再請求レセプトも電子レセプトとして一元的な管理が可能となります。

令和2年10月診療(調剤)分以降の電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

診療(調剤)報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等については、令和2年度診療報酬改定における「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について(令和2年3月27日付け厚生労働省通知保医発0327号第1号)により、電子レセプトによる請求の場合、別表Iの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月診療(調剤)分以降、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択の上、請求いただくよう御協力願います。

乳幼児(子ども)医療費の助成対象年齢について

令和2年10月から、下記市町村における乳幼児医療費の助成対象範囲が変更となりました。

レセプト及び「乳幼児医療費請求書(社保用)」を請求する際は、助成対象年齢を確認の上、提出願います。

市町村	変更内容	変更後(令和2年10月から)	変更前
岩沼市	入通院	高校3年生まで(18歳年度末)	中学3年生まで(15歳年度末)

社保乳幼児医療費請求書(連記式請求書)等の記載について

下記項目についての記載誤りが多数ありますので、提出前に再度御確認願います。

① 社会保険分総括表

総括表は各保険医療機関で1枚のみを提出してください。

※月遅れ分も当月分と一緒に綴り、総括表は合算した額を記入願います。

② 乳幼児公費負担者番号

1枚の請求書に複数(異なる市町村)の公費負担者番号は記載できません。

公費負担者番号(市町村)毎に請求書を作成してください。

③ 保険者番号

右詰で記載してください。

④ 乳幼児受給者番号

「0」(ゼロ)から始まる番号は、「0」を省略しないで必ず7桁で記載してください。

⑤ 乳幼児医療費請求額

市町村へ請求する金額ですので、空欄にしないでください。また、10円未満を四捨五入せずに1円単位までの金額を記載してください。

第三者行為によるレセプトを提出する場合

交通事故など第三者の不法行為によるレセプトを提出する際は、特記事項に「10第三」の記載が必要となります。

また、第三者行為による治療が終了した場合、特記事項から「10第三」の表示を削除してください。

医療費助成申請書について

本会で受付しております医療費助成申請書は、以下①②のとおりです。①②以外の医療費助成申請書は、直接該当市町村へ送付願います。

【本会で受付可能な医療費助成申請書】

- ①宮城県内市町村の「母子・父子家庭医療費助成申請書」
- ②宮城県内市町村の「重度心身障害者医療費助成申請書」

【本会で受付できない医療費助成申請書】

- ◆上記①②以外の医療費助成申請書
 - ・他縣市町村の「母子・父子家庭医療費助成申請書」
 - ・他縣市町村の「重度心身障害者医療費助成申請書」
 - ・「乳幼児医療費助成申請書」(県内・他縣市町村)
 - ・「こども医療費助成申請書」(県内・他縣市町村) 等

「医療機関記載欄」について
 医療費助成申請書の「医療機関記載欄」の記載漏れが多くなっております。提出前に医療機関コード・医療機関名称・電話番号・診療点数・自己負担額等が正しく記載されているか再度御確認の上、提出してください。なお、申請書の様式は市町村により異なりますので、詳しい記載方法等については該当市町村にお問合せください。

診療(調剤)報酬の提出及び支払予定日等について

令和3年1月以降の診療(調剤)報酬請求書の提出協力日等は、以下のとおりですので早期提出に御協力願います。

窓口における受付時間は、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

郵送等の場合、請求締切日の受付時間内に到着するように提出してください。

区分等 提出月	FD・MO・CD-R 又は 紙レセプト請求分 提出協力日	オンライン請求分 提出期限	医療機関等支払予定日		
				早期支払(※1)	早期支払以外
令和3年1月	8日(金)	毎月10日 24時	令和3年1月	20日(水)	28日(木)
2月	9日(火)	注) 10日にエラーとなったレセプトデータのみ、12日が提出期限となります。	2月	22日(月)	25日(木)
3月	9日(火)		3月	22日(月)	30日(火)

※1 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求の届出がある医療機関です。

※2 「風しん追加対策」、「特定健診・特定保健指導」、「介護給付費」等の支払に関する日程表については、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>)を御確認ください。

特別療養費のレセプト提出について

「国民健康保険資格証明書」にかかる特別療養費のレセプト提出については、電子請求ではなく紙レセプトでの提出となります。

「特別療養費に係る療養についての事務処理について」(昭和63年厚生省保険局通知)により、本会への提出にあたっては、レセプト上部余白に「特別療養費」と朱書きをし、通常請求分の総括表及び請求書には含めず、レセプトのみ提出してください。

なお、本会への提出期限は通常レセプトの受付締切日と同様となります。

郵便料金について

料金不足となる本会宛ての郵便物が確認されていますので、レセプト等郵便物を送付される際は、郵便料金を事前に御確認いただき、投函いただくようお願いいたします。

詳しい郵便料金等については、日本郵便株式会社のホームページを御覧ください。

お知らせ ~令和3年4月以降の診療(調剤)報酬の請求書等の請求締切日について~

診療(調剤)報酬請求書等の請求締切日につきましては、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(以下、「請求省令」という。)において毎月10日と定められております。

本会ではこれまで10日が土日・祝日の場合は閉館とし、磁気媒体及び紙による診療(調剤)報酬請求書等の請求締切日を翌開館日としてきましたが、令和3年4月以降は請求省令に従い、10日を請求締切日とし、土日・祝日に該当した場合においては開館の上、診療(調剤)報酬請求書等の受付を行いますので、これまで同様、締切日までの請求に御協力願います。

※令和3年の請求締切日が土日・祝日に該当するのは、4月10日(土)、7月10日(土)、10月10日(日)となります。

「令和2年度診療報酬改定」及び「新型コロナウイルス感染症」等に関する最新情報については、厚生労働省ホームページを御活用ください。
 ■厚生労働省(<https://www.mhlw.go.jp/>)トップページ→新型コロナウイルス感染症
 →トップページ→政策について→分野別の政策一覧
 →医療保険→重要なお知らせ→「令和2年度診療報酬改定」

発行月： 令和2年12月
 発行所： 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
 宮城県国民健康保険団体連合会
 発行人： 事務局長 芳賀克文
 URL：<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>
 (審査業務課) TEL：022-222-7075 FAX：022-222-7107
 (審査管理課) TEL：022-222-7074 FAX：022-222-7107
 (情報管理課) TEL：022-222-7170 FAX：022-222-7072